

「改正省エネ法」への対応にお困りではありませんか？

省エネ法関係の書類作成は

「四国電気保安協会」がサポートします！

書類作成にかかるお客さまのご負担を軽減するお手伝いをいたします。
さらに、エネルギー削減のお手伝いもできます。



平成22年4月から省エネ法の規制体系が、事業者単位(企業単位)でのエネルギー管理に変わりました。規制対象となる事業者(※)は、毎年7月末までに、中長期計画書・定期報告書の提出義務があります。

(※)企業全体の年間エネルギー使用量(熱や電気を合計した原油換算値)が1,500kℓ以上の事業者は、改正省エネ法の規制対象になります。
フランチャイズチェーンについては、チェーン全体の年間エネルギー使用量が1,500kℓ以上であれば、本部が規制対象になります。

サポートの内容

※ご要望にあわせた業務内容とし、個別にお見積りいたします。

◎ エネルギー使用量把握支援

・事業場ごとの年間エネルギーの使用量把握から、報告書類作成までサポートいたします。

◎ 書類作成支援

① 「設備台帳」作成支援

・「設備台帳」の整備をサポートいたします。

② 「管理標準」作成支援

・判断基準に基づいた、実効性のある「管理標準」の作成をサポートいたします。

③ 「定期報告書」作成支援

・「定期報告書」の作成をサポートいたします。

④ 「中長期計画書」作成支援

・現状のエネルギー使用状況把握のための計測分析や省エネ提案を実施し、「中長期計画書」の作成をサポートいたします。



◎ 省エネコンサルティング

・保安管理業務を通じ、お客さま設備を熟知している当協会職員が、お客さまの省エネ目標達成のために、多角的なアドバイスや省エネ診断を実施いたします。



お問い合わせ窓口

四国電気保安協会

徳島支部 088-631-2333

愛媛支部 089-943-3751

高知支部 088-883-8861

香川支部 087-821-9611